

獣医学部

〈取得できる資格・免許〉

取得可能な資格の名称	資格取得のための必要条件	対象学科	卒業時 資格取得	受験資格の 付与	資格の認定機関 問い合わせ先
食品衛生管理者（任用資格）	「食品衛生法施行令および施行規則」に規定されている科目・単位を修得し卒業すること	獣医保健看護学科	○	—	厚生労働省医薬食品局
食品衛生監視員（任用資格）		獣医保健看護学科	○	—	厚生労働省医薬食品局

〈受験資格が得られるもの〉

資格名称	資格取得のための必要条件	対象学科	卒業時 資格取得	受験資格の 付与	資格の認定機関 問い合わせ先
獣医師 国家資格	本学指定科目の単位を取得していること	獣医学科	○	—	農林水産省
愛玩動物看護師	本学指定科目の単位を取得していること	獣医保健看護学科	○	—	農林水産省
実験動物1級技術者	本学指定科目の単位を取得していること	獣医保健看護学科		—	日本実験動物協会
動物看護師受験資格	本学指定科目の単位を取得していること	獣医保健看護学科		—	動物看護師統一認定機構
家畜人工授精師 国家資格(条件付き)	本学指定科目の単位を取得し、別途講習を受講する。(受験科目一部免除)	獣医保健看護学科		—	全国大学実務教育協会